

## 公益社団法人日本パワーリフティング協会 スポーツ団体ガバナンスコード&lt;中央競技団体向け&gt;遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考URL <https://www.jpa-powerlifting.or.jp/information.php#a03>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>(1) 日本パワーリフティング協会中長期計画を策定している。 「日本パワーリフティング協会のビジョン、ミッション及びパワーリフティング文化を豊かに享受できる環境の創出、享受の多様化の促進、パワーリフティングを核にした連携・協働の促進について、令和2年から今後10年の指針として「日本パワーリフティング協会中長期計画」を策定し、令和2年度第6回理事会理事会上において承認を得た。」</p> <p>(2) 上記プランはホームページに掲載している。 <a href="https://www.jpa-powerlifting.or.jp/2020data/mp2020.pdf">https://www.jpa-powerlifting.or.jp/2020data/mp2020.pdf</a></p> <p>(3) 計画策定にあたり、理事会作成の原案を協会ホームページに掲載し、インターネットフォームを用いて広くコメントを募った。調査期間は令和2年9月21日から同月30日までの10日間とし、合計3名より意見を得た。</p> <p>(3) 中長期計画の達成状況について、毎年見直しを行い資料内に追記している。追記した中長期計画はホームページを更新し掲載している。</p>	<p>1.公益社団法人日本パワーリフティング協会中長期計画表</p> <p>2.令和2年度第6回理事会議事録</p> <p>3.パブリックコメント一覧</p> <p>56.令和4年10月28日理事会議事録</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 当協会では組織運営強化に関する目標を策定している。(中長期計画一覧と共に策定) 「理事選出について、役員選任規程を改訂、各ブロック及び加盟団体代表者より選手登録等の割合に応じ民主的に選出するシステムを構築した。また、顧問弁護士との連携により、役員へのコンプライアンス教育等を実施する計画を策定した。本計画は令和2年度第6回理事会において承認を得た。」</p> <p>(2) 計画はホームページに掲載している。(中長期計画一覧に記述されている。)</p> <p>(3) 計画策定にあたり、理事会作成の原案を協会ホームページに掲載し、インターネットフォームを用いて広くコメントを募った。調査期間は令和2年9月21日から同月30日までの10日間とし、合計3名より回答を得た。(中長期計画と共にコメントを募った。)</p>	<p>1.公益社団法人日本パワーリフティング協会中長期計画表</p> <p>2.令和2年度第6回理事会議事録</p> <p>3.パブリックコメント一覧</p> <p>4.組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 当協会では組財務健全化に関する目標を策定している。(中長期計画一覧と共に策定) 「財務の健全化を図るための選手審判等登録者の増加や経費削減方略について策定し、令和2年度第6回理事会において承認を得た。」</p> <p>(2) 計画はホームページに掲載している。(中長期計画一覧に記述されている。)</p> <p>(3) 計画策定にあたり、理事会作成の原案を協会ホームページ掲載し、インターネットフォームを用いて広くコメントを募った。調査期間は令和2年9月21日から同月30日までの10日間とし、合計3名より回答を得た。(中長期計画と共にコメントを募った。)</p>	<p>1.公益社団法人日本パワーリフティング協会中長期計画表</p> <p>2.令和2年度第6回理事会議事録</p> <p>3.パブリックコメント一覧</p> <p>5.財務の健全性確保に関する計画</p>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>(1) 当協会では外部理事の目標割合を25%に設定し、令和7年に達成することを目指している。外部理事は弁護士及び公認会計士を想定している。ホームページ上での公募することと同時に、監事や顧問弁護士を通じて着任を希望する弁護士・公認会計士の紹介を受けること検討している。また、関連する規程類の改訂を行う予定である。</p> <p>(2) 女性理事の目標割合を40%に設定し、令和7年に達成することを目指している。なお、女性の登録が少ない競技である。まずは委員会への女性登用を積極的に行うことと、委員選任の際には、女性選手、審判及び委員の女性に対し積極的な立候補を促す方向である。</p> <p>これらの計画は「公益社団法人日本パワーリフティング協会中長期計画表」に明確にしている。</p> <p>(3) 令和3年定時社員総会において、「役員の報酬等及び費用に関する規程」を改訂、外部理事に対しては報酬を支払うことが可能になるよう規程を整備した。</p>	<p>1.公益社団法人日本パワーリフティング協会中長期計画表</p> <p>4.組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画</p> <p>38.役員名簿</p> <p>25.役員の報酬等及び費用に関する規程</p> <p>49.令和3年度定時社員総会議事録</p>
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	当協会では評議員制度を採用していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会規程を整備した。今後は委員を登用し、令和3年度以降は年1回開催するものとする。 (2) アスリート委員会は担当理事制をとっており、理事である担当者がアスリート委員会に出席し、委員会の意見を理事会へ反映させる。 (3) 規定に基づき全国区より委員を募り、令和5年度改選の際には女性の選出を強く推奨する。	6. アスリート委員会規程 41.アスリート委員会名簿 42.アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 「定款」第20条において理事5名以上15名以内、監事3名以内を定めている。 (2) 実効性確保の面から全国区より登録人数に応じた役員選任の方法を策定した。 ・「役員専任規程」第2条において、各ブロック長が推薦する11名、加盟団体推薦の2名、理事会推薦の学識経験者2名とすることを示し、選手等登録数に応じて、関東ブロックから3名、近畿ブロックから2名を選出することを定めた。 ・「役員選任規程の細則」第4条において、選任時の判断基準を示している。 (3) 理事は競技経験者はじめ、経営者や医師、大学教員により構成されている。令和2年度については理事会を年に20回以上実施している。 (4) 令和5年度定期改選時に理事の追加を予定している。	7. 役員選任規程 8. 役員選任規程の細則 2.令和2年度第6回理事会議事録 38.役員名簿 11.理事会運営規程
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 「役員選任規則」において理事就任時の年齢制限を70歳未満とすることを定め、令和3年度定時社員総会に向けて運用を開始した。	7. 役員選任規程 2.令和2年度第6回理事会議事録
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員選任規程において以下の事項を定めた。 (1) 2年任期制とした。 (2) 最大10年を超えて在任できないよう定めた。	7. 役員選任規程 2.令和2年度第6回理事会議事録
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 理事代表1名、監事代表1名、正会員代表2名で構成する独立した選考委員会を設置している。 (2) 構成員に監事代表として弁護士または公認会計士の有識者を1名配置する。 パワーリフティング協会の運営において不足する知識や技能は、法令や会計に関する知識・技能であった。令和3年度の定時社員総会に向けて、令和3年度の役員選考委員会は公認会計士の監事代表を1名登用している。	8. 役員選任規程の細則 43.役員選考委員会名簿 44.役員選考委員会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	必要な規定を整備している。具体的には、証憑書類のとおり。	9.役員職員倫理規程 26.競技者等に関する倫理規
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	規程を整備している。具体的には、証憑書類のとおり。	10.会員の入会手続き、会費等に関する規程 11.理事会運営規程 12.専門委員会規程 13.事務局規程 14.経理規程 15.選手及び所属団体登録規程 16.国際的パワーリフティング団体への役員スタッフ推薦規程 17.公認審判員規程 18.国際大会派遣選手選考規程 19.日本記録等の認定等に関する規程 20.パワーリフティング用器具類の公式認定に関する規程 21.開閉会式式典規程 22.賛助会員規程 23.ホームページの管理・運用規程 24.ドーピング防止規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	令和5年度の適合性審査実施までに、整備予定の規程類は整備予定規程類一覧表のとおり。	40.整備予定規程類一覧
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	規程を整備している。具体的には、証憑書類のとおり。	25.役員の報酬等及び費用に関する規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	経理規程を整備している。	14.経理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	会員の入会手続き、会費等に関する規程を整備している。	10.会員の入会手続き、会費等に関する規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の選考には、「国際大会派遣選手選考規程」、「国際大会派遣選手選考基準」、「国際大会選手団派遣規程」を整備しており、公平かつ合理的な選考を行なっている。 選手の権利保護について、「国際大会派遣選手選考規程」第8条において不服申し立てについて記述している。	18.国際大会派遣選手選考規程 33.国際大会派遣選手選考基準 37.国際大会選手団派遣規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	公認審判員選考規程を整備している。	50.公認審判員選考規程
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	弁護士と顧問契約を締結しており、日常的に相談や問い合わせができる体制を構築している。 また、外部理事として弁護士資格を持つ理事を令和7年6月の定時総会に登用する予定である。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	フェアプレイ委員会が担当している。 令和2年度は、日本スポーツ仲裁機構の支援を受け、選手審判向けコンプライアンス研修会「暴力・ハラスメントのないスポーツ指導のために」を1回開催した。今後は年1回以上実施する予定である。令和3年以降女性委員を登用する見込みである。	26.競技者等に関する倫理規程 27.競技者等の商行為に関する運用基準 28.競技者等の非公認大会参加可否に関する運用基準 37.フェアプレイ委員会名簿 45.コンプライアンス研修案内
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・倫理委員会及びフェアプレイ委員会が担当する。 ・「倫理委員会規程」を中心に、「競技者等に関する倫理規程」、「役員職員倫理規程」を整備している。 ・「倫理委員会規程」第3条2項において、委員長は弁護士を選任している。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和2年度より年1回実施予定である。 令和3年2月、顧問弁護士による役員向け研修会をオンラインで開催した。加盟の都道府県協会代表34名が出席し、スポーツ指導とハラスメント、大会運営における事故と法的責任について学習した。令和3年12月、情報リテラシー研修をオンライン開催し、95名が参加、SNSによる誹謗中傷などの問題について学習した。	46.一般スポーツ団体研修案内 51.情報リテラシー研修案内
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和2年度より年1回実施予定である。 令和3年2月、顧問弁護士による役員向け研修会を内に包する形で開催した。加盟の都道府県協会代表34名(トレーニングジム指導者や選手を兼ねる方が多い)が出席し、スポーツ指導に関連して発生するトラブル事例について学習した。	46.一般スポーツ団体研修案内
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和3年2月10日にオンライン講習会を開催した。技術委員長のルール変更の伝達講習と合わせ、日本スポーツ仲裁機構の助成を受けた弁護士による「審判員コンプライアンス研修」を実施し53名が参加した。令和4年度は技術委員会開催WEB審判講習会においてコンプライアンス遵守の講話に加え、年度内に顧問弁護士によるWEB講習会を検討している。	47.審判員コンプライアンス研修

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 監事が弁護士及び公認会計士であり、相談できる体制にある。 (2) 顧問弁護士を配置し、法務的な事象について常時相談できる体制が構築されている。 (3) 株式会社公益総研と委任契約を締結しており、公益法人の会計、税務に関する相談ができる体制となっている。	29.公益社団法人日本パワーリフティング協会組織機構図
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経費、財産管理に関する規程は適合性審査までに整備予定。 (2) 公認会計士の監事を配置している。 (3) 弁護士の監事による業務監査、公認会計士による会計監査を受け、監査報告書を作成している。	30.監事名簿
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	適宜、顧問弁護士やコンサル契約の公認会計士に相談しながら処理を行っている。法令等を遵守している。 補助金・助成金の利用に関して日本スポーツ振興センター「スポーツ振興基金交付要綱」、「スポーツ基金助成金実施要領」、「『スポーツ振興くじ助成金交付要綱」、「スポーツ振興くじ助成金実施要綱」を遵守している。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	公益法人に求められる開示書類について、ホームページで公開している。	31.2019年度事業報告 32.2020年度事業計画 52.2020年事業報告 53.2021年事業計画 54.2021事業報告 55.2022事業計画
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 選手選考の規程を整備している。 (2) 選手選考理由の明示を行いホームページに公開している。	33.国際大会派遣選手選考基準

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコード 順守状況の情報公開を令和3年10月末までに行う予定である。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	適合性審査実施までに、システム整備予定。 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理するシステムについて、令和4年2月までに構築し、令和4年3月の理事会で承認する予定である。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを整備している。	34.利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	令和5年度適合性審査実施までに、通報制度の規程を整備設置予定。令和4年3月の理事会において承認予定。	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報窓口には、弁護士を配置すること検討している。 令和4年3月中の運用開始を目指している。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理委員会規程を整備、第4条にて手続を記載している。また、規程はホームページで公開している。	35.倫理委員会規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理委員会規程の第3条において定めている	35.倫理委員会規程



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	倫理委員会規程の第5条において定めている スポーツ仲裁機構を利用できることの記載をしている。	35.倫理委員会規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分対象者には、「不服審査結果通知」によりスポーツ仲裁の利用が可能であることを通知している。	48.不服審査結果通知(雛形)
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	令和5年度適合性審査実施までに、危機管理マニュアルの整備を予定している。 令和4年2月末までにマニュアルを整備し、3月の理事会において承認する予定である。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・令和5年の適合性審査実施までに、不祥事対策マニュアル策定予定 ・令和3年度、日本スポーツ振興センターのくじ助成(ガバナンス向上助成)が内定し、顧問弁護士により原案作成に取り掛かった。令和4年2月末までに整備し、3月の理事会において承認する予定である。 ・過去4年間に於いて不祥事は発生していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会 は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	選手・役員の不祥事対応にあたる倫理委員会は外部の弁護士を配置して構成している。過去4年間において不祥事は発生していない。	39.倫理委員会名簿
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟団体規程を整備しているが、今までは加盟団体に対してガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うことができなかった。令和3年2月中旬にオンライン研修会を実施、以降は年1回、顧問弁護士等により加盟団体むけにコンプライアンス研修を実施する。</li> <li>・顧問弁護士によるコンプライアンス研修会を実施した。</li> <li>・ガバナンス確保ができていない都道府県協会に対し、直接指導を行う予定である。</li> </ul>	36.加盟団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	令和3年2月中旬にオンライン研修会を実施した。以降年1回、顧問弁護士等による加盟団体むけにコンプライアンス研修を実施する。	